

社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日時 平成27年12月22日(火)
 2.法人名称及び住所 社会福祉法人鳥取福祉会
 鳥取市的場二丁目1
 3.実地・書面の別 実地検査
 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
I-4 評議員会の状況	小規模多機能事業所木もれ陽の用地取得について、平成26年11月28日付けで契約を締結しているが、貴法人定款第14条に基づき、あらかじめ評議員会の承認が得られていない。貴法人定款を遵守すること。	
III-3 会計管理の状況	貴法人経理規程第31条の規定によると、会計責任者は毎月末日に月次試算表の作成を行い、翌月末日までに統括会計責任者に提出するとなっているが、その期限までに提出することができていないため、総括会計責任者による法人全体の月次報告や理事長への提出が遅延している。貴法人経理規程に則って処理すること。	